

(Ref S13)



### (ChatGPTへの質問)

日英租税条約で、株式配当・銀行利息・給与・役員報酬・年金等の所得は源泉地国では非課税で、居住地国で課税と定められておりますが、その場合、非課税である源泉地国ではそれらの所得を申告する義務は無いと言う認識は正しいですか？

### (ChatGPTからの回答)

結論から言うと、原則的な理解としては正しいです。但し、例外と実務上の注意点がいくつかあります。

結論（原則）：日英租税条約により、株式配当・銀行利息・給与・役員報酬・年金等が、居住地国のみ課税・源泉地国は非課税（課税権なし）とされている場合、その源泉地国では、原則として申告義務はありません。つまり、課税しない国に、通常は申告もしないと言う理解は、方向性として正しいです。

なぜ今回は不動産との違い、申告不要が原則なのか、ここがとても重要な違いです。不動産譲渡との決定的な差

不動産譲渡：源泉地国課税（国内法上も課税対象）・居住地国は条約で免除・居住地国でも申告は必要になりやすい

配当・利息・給与など：源泉地国はそもそも課税権なし・多くの場合、国内法上も課税所得に該当しない扱い

その為、源泉地国では申告義務自体が発生しないのが通常です。

### 日英それぞれの実務感覚

例1：日本居住者が英国源泉の配当・利息を受け取る場合

英国：条約+国内法により 非課税・英国の確定申告は通常不要

日本：居住地国として日本で申告・課税

例2：英国居住者が日本で給与・役員報酬を受け取る場合

日本：条約上、日本に課税権なし・日本での確定申告義務は通常なし

英国：居住地国として英国で申告・課税、但し、

1) 源泉徴収が発生している場合

本来非課税でも、手続き未了・条約届出未提出などにより、源泉地国で誤って源泉徴収されている場合は、還付を受ける為に申告が必要になります。

2) 恒久的施設（PE）がある場合

その国にPE（支店・事務所等）があると、給与・報酬の性質が変わり、源泉地国で課税・

申告が必要になるケースがあります。

### 3) 年金（特に公的年金）

年金は条文が細かく、公的年金・私的年金で扱いが異なる場合があります。

（※ 日英条約は比較的整理されていますが、必ず条文確認が必要）

## まとめ

所得区分・源泉地国の申告義務

配当・利息・給与等・条約で非課税・原則なし

源泉徴収されていない・申告不要

誤って源泉徴収あり・還付の為申告必要

PEあり・例外条文該当・申告必要な場合あり

一言で言うと、課税権がなく、国内法上も課税対象でなければ、申告義務も生じない。これは、不動産譲渡とは違う、配当・利息・給与系の大きな特徴です。